

「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案」に関する 意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和3年12月21日
環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室

令和3年11月9日（火）から令和3年12月8日（水）にかけて「騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和3年11月9日（火）～令和3年12月8日（水）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

10件

3. 御意見の要旨及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
電話：03-5521-8299

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	大型車が多くディーゼルエンジンの騒音がうるさいので、そうした音を少しでも減らせるよう防音壁を作っていたいただきたい。	今後の施策検討に当たり参考にさせていただきます。
2	在来線についても規制すべき。	
3	選挙カーの音量規制をしていただきたい。	
4	改正後は、工場・事業所・メーカー等に周知を思うが、今回の例外規定の内容だけでなく、冷却塔、冷凍機、室外機等の送風機と圧縮機についてどこまでが法の規制の対象になるのかを明確に例示した資料を作成してほしい。	
5	<p>騒音・振動の大きさが一定以下のコンプレッサーを規制対象外とする、とのことだがどのレベルを基準とするのか。検討会資料では室内 80dB、室外 70dB とあるが、このレベルで敷地境界での規制基準を順守できる又は苦情が発生しない状況となるとは判断できないのではないかと。規制基準を下回るレベルの機器を規制対象から外すことであれば単純に理解できるが、それ以上のレベルを規模要件とするのであれば、一般の方に理解できる理由を示していただきたい。</p> <p>なお、今後その他の機器についても同様の検討をされるようであれば、騒音・振動規制法の規模要件の考え方を見直すべきではないかと。従来の定格出力を規模要件とするのではなく、騒音・振動のレベルを規模要件とするほうが望ましいと考える。</p>	<p>規制対象外とするコンプレッサーについては、法に基づく規制基準等も踏まえつつ、苦情が発生するおそれが小さいと考えられるものを慎重に見極める必要があり、有識者検討会での議論を踏まえて検討を行う予定です。</p> <p>なお、その他の特定施設については、現時点でコンプレッサー以外に検討している施設はありませんが、今後必要に応じて検討してまいります。</p>
6	<p>(1) 規制対象外となる施設の個別指定の方法について、低騒音型建設機械指定のように、メーカー、型式等により各施設を指定するものか、ご教授いただきたい。</p> <p>(2) 規制対象外となった特定施設について、既に届出を受けている施設に対して遡及適</p>	<p>(1)について、規制対象外とするコンプレッサーの個別指定の方法については、今後有識者検討会での議論を踏まえて検討してまいります。</p> <p>(2)及び(3)について、規制対象外となったコンプレッサーについては、その後新たに</p>

<p>用されるか。適用される場合、時期の範囲をご教授いただきたい。</p> <p>(3) (2)で遡及適用される場合の事務処理フローについて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体が把握している届出内容を精査し、規制対象外となった旨を設置者に通知するのか、または、 ・設置者が自治体に対して規制対象外となる旨の届出を出すのか、 ・その他の方法（その内容）のいずれになるかをご教授いただきたい。 <p>(4) 自治体によっては定格出力 7.5 kW 未満の施設を条例により上乗せ規制している。この場合、例えば、政令で規制対象外とされた施設と同じシリーズで定格出力 7.5 kW 未満の施設が条例の規制対象となるケースが想定され、出力が大きな施設は規制対象外であるものの出力が小さな施設は規制対象となる「逆転現象」が懸念される。このような状況を鑑みて、定格出力が 7.5kW 未満の施設について、例えば、個別指定された施設の同シリーズについても、環境省において騒音、振動規制の要否について見解を示していただきたいが、貴省の考えを伺いたい。</p> <p>(5) (4)で環境省により見解が示されない場合、「逆転現象」を避けるためにも、自治体が条例への適用可否を適切に判断するため、メーカーから規制対象外となった7.5kW以上の施設よりも低騒音・低振動であることが明白であることを示した文書等を徴収し、これらを基に判断することが必要であると考えますが、貴省の考えを伺いたい。</p>	<p>設置するものだけでなく、既設置の特定施設にも適用されます。</p> <p>この際、既設置のものについては廃止届の提出の対象には該当しません。なお、市町村が施設設置者と認識を共有するための運用上の対応として、実現可能性を勘案の上、必要に応じ、例えば、届出書を施設設置者に返却する、規制対象外となったことを施設設置者に連絡するなどといった対応を行うことも考えられますが、各地方公共団体の実情に応じて御判断いただきたいと考えています。</p> <p>(4)及び(5)について、地方公共団体によるいわゆる上乗せ横出しの規制については、各地方公共団体の実情に応じ、必要に応じて条例により行われているものと承知しており、今回の改正に伴って規制対象外となるコンプレッサーや当該コンプレッサーの同シリーズのものを条例で規制対象とするか否かについても、引き続き各地方公共団体において御判断いただくものと考えます。</p>
<p>7 労働者保護の観点から、機械・設備の低騒音化・低振動化は過去から大きく進んでおり、「生活環境保全上問題ないものとして個別に指定等を行った上で規制対象外」とするのであれば、コンプレッサーに限らず、騒音規制法施行令別表1・振動規制法</p>	<p>現時点でコンプレッサー以外に検討している施設はありませんが、今後必要に応じて検討してまいります。</p>

	<p>施行令別表1に定める施設全てについて、個別に指定等を行った施設は、規制対象外としてはどうか。</p>	
8	<p>趣旨に異論はないが、実際には「発生する騒音・振動の大きさが一定以下の機器」がどう定義されるかが問題である。具体的な数字を示していただきたい。</p>	<p>規制対象外とするコンプレッサーについては、法に基づく規制基準等も踏まえつつ、苦情が発生するおそれが小さいと考えられるものを慎重に見極める必要があり、有識者検討会での議論を踏まえて検討を行う予定です。</p>
9	<p>騒音・振動の大きさが一定以下のコンプレッサーを規制対象外とするとのことだが、既に届出られている機器についてのすみ分け作業が新たに必要となるのであれば、行政の負担が増えることになり、また、新規届出の要否についても、定格出力のみが判断基準であったものが、新たに確認事項が増えることとなると、実務としては負担がかえって重くなると考えられる。</p> <p>また、7.5kW以上のコンプレッサーはそれなりの大きさのものであり、そのようなものが設置されている工場・事業場は、特定施設には該当しないものの規模が大きい機器を複数設置していることが多く、苦情の原因が、特定施設そのものが原因となっているものばかりではなく、その特定工場等にある他の機器が原因になっていることも</p>	<p>既設置のコンプレッサーが規制対象外となった際には、廃止届の提出の対象には該当しません。なお、市町村が施設設置者と認識を共有するための運用上の対応として、実現可能性を勘案の上、必要に応じ、例えば、届出書を施設設置者に返却する、規制対象外となったことを施設設置者に連絡するなどといった対応を行うことも考えられますが、各地方公共団体の実情に応じて御判断いただきたいと考えています。</p> <p>また、低騒音・低振動のコンプレッサーを規制対象外とすることにより届出件数が減り、地方公共団体の届出審査に係る事務負担が減ることが想定されるため、中長期的かつ総体的に見ると必ずしも実務に係る負担が重くなるとは考えておりません。</p> <p>なお、規制対象外となるコンプレッサーを指定する際には、地方公共団体等に周知</p>

	<p>多い傾向にある。そのような苦情に対して、これまでは、7.5kW以上のコンプレッサーがあることにより規制基準を適用し指導してきたが、例外規定が設けられ、規制対象外となった場合には、苦情解決が遅れる原因になると考えられる。</p> <p>コンプレッサーそのものについても、低騒音・低振動のものを規制対象外とするのは、その機器自体の音・振動が敷地境界での規制基準を満たすものと想定されるためだと考えられるが、そうであるのなら、その機械が規制対象として設置されていたとしても、事業者が規制基準を遵守することは容易にできると考えられ、あえて例外を作る必要はないと思われる。</p> <p>以上のことから、例外規定を設けることで、規制対象の有無、届出の要否の判断が複雑化し、速やかな苦情解決に支障をきたすこと、また、複雑化することにより、行政及び事業者の事務量が増し、負担が重くなることを考えると、安易に例外規定を設けるべきではないと考えます。</p>	<p>するとともに当省ホームページで公表する予定ですので、届出受理の際に御活用下さい。</p> <p>また、特定施設は工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって、発生する騒音レベル、苦情件数、設置数等を踏まえて、選定したものであり、特定施設以外の施設については規模を問わず、地方公共団体の状況により、必要に応じて条例によって規制されているものと承知しています。</p> <p>規制対象外とするコンプレッサーについては、今後有識者検討会での議論を踏まえて、法に基づく規制基準等も踏まえつつ、苦情が発生するおそれが小さいと考えられるものを慎重に見極めて検討を行ってまいりたいと考えています。</p> <p>また、低騒音・低振動のコンプレッサーが規制対象として設置されていたとしても、事業者が規制基準を遵守することは容易にできるため、あえて例外を作る必要はないと思われるとの御意見ですが、生活環境保全の目的に照らして必要があるとは言えない過剰な規制は行うべきでないことに加え、低騒音・低振動であり生活環境上問題ないと考えられるコンプレッサーを規制対象外とすることにより届出件数が減り、事業者による届出書の作成や地方公共団体による届出書の審査に係る事務負担の減少につながるとともに、業界における低騒音化・低振動化に向けた更なる技術革新が進むことにつながると期待されます。</p>
10	<p>●法律対象外のラベリング</p> <p>法律対象か否か見た目に判別できるような（建設機械のような）ラベリング制度を設けてほしい。</p>	<p>「●法律対象外のラベリング」については、今後の検討会での議論を踏まえて検討してまいります。</p>

<p>●型番検索 型番検索すれば法律対象か否か判別できるサイトを創設してほしい。</p> <p>●廃止届 （他の特定施設がない場合）法律対象外に指定された場合、（自動失効でなく）廃止届出が必要であると明確に通知で記載してほしい。</p> <p>●条例との関連（条例の届出の周知） （空気）圧縮機を条例化している自治体が騒音で 25 自治体、振動で 10 自治体あるということですが、（他の特定施設がない場合）当該自治体においては法律の廃止届出、条例の届出が必要になる場合があることを、改めて業界団体にその旨を通知してほしい。</p> <p>●特定施設の検討 今回の改正以外に、騒音・振動特定施設に追加、（規模要件の）変更、削除等を検討している施設はございますか。</p>	<p>「●型番検索」について、規制対象外となるコンプレッサーを指定する際には、その内容を地方公共団体等に周知するとともに当省ホームページで公表する予定ですので、御活用ください。</p> <p>「●廃止届」について、規制対象外となったコンプレッサーについては廃止届の提出の対象には該当しません。なお、行政が施設設置者と認識を共有するための運用上の対応として、実現可能性を勘案の上、必要に応じ、例えば、届出書を施設設置者に返却する、規制対象外となったことを施設設置者に連絡するなどといった様々な対応も考えられますが、各地方公共団体の実情に応じて御判断いただきたいと考えています。</p> <p>「●条例との関連（条例の届出の周知）」について、条例については、各地方公共団体の状況により、必要に応じて制定されているものと承知しており、法において規制対象外となったコンプレッサーの条例上の扱い及び運用については、各地方公共団体において御判断いただきたいと考えています。</p> <p>「●特定施設の検討」について、現時点でコンプレッサー以外に検討している施設はありません。</p>
---	--